



離婚給付契約公正証書

(財産分与)

第■条 Aは、Bに対し、本件離婚に伴う財産分与として、
Bの希望する家財道具を分与する。Aは、Bに対し、これ
らを平成□□年□月末日限り、Aの住所において引き渡す。
引渡しに要する費用は、Bの負担とする。